

## 次期滋賀県教育振興基本計画の策定に向けた取組状況について

### 1 計画の基本的な枠組み

- 現行の「第3期滋賀県教育振興基本計画」を継承し、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、滋賀県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものとします。
- 対象期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2029年度)の5年間とします。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する「滋賀の教育大綱」と一体的に策定を図るものとします。

### 2 滋賀県教育振興基本計画審議会の設置

- 次期計画の調査審議に関する知事の諮問に応じて、滋賀県附属機関設置条例に規定される「滋賀県教育振興基本計画審議会」(以下「審議会」といいます。)を設置します。
- 審議会は学識経験者、保護者、教育機関の職員、その他知事が適当と認める者20人以内で構成することとされており、別紙1(案)の者を委員に委嘱することとします。
- 知事の諮問の内容は、別紙2(案)によるものとします。

### 3 今後のスケジュール(予定)

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 令和4年9月 | 諮問、第1回審議会会議(本県教育行政の課題等について審議予定) |
| 11月    | 第2回審議会会議(次期計画骨子について審議予定)        |
| 令和5年1月 | 第3回審議会会議(次期計画素案について審議予定)        |
| 5月     | 第4回審議会会議(答申案について審議予定)           |
| 6月     | 第5回審議会会議(答申案について審議予定)           |
| 7月     | 審議会答申                           |
| 8月     | 県民政策コメント                        |
| 9月     | 計画策定状況県議会報告                     |
| 11月    | 計画案を県議会へ提案                      |
| 12月    | 計画策定                            |

※ 県議会へ適宜状況を報告します。

(案)

別紙1

## 滋賀県教育振興基本計画審議会委員名簿

任期 自 令和4年9月 至 諮問に係る調査審議が終了するまで(令和5年7月を予定)

区 分	氏 名	主な公職等
学識経験を有する者	きし <sup>もと</sup> 岸 <sup>みのる</sup> 本 実	滋賀大学教授
	いぞ <sup>み</sup> 磯 <sup>や</sup> 部 美 也 子	奈良大学教授
	たけ <sup>てつ</sup> 武 <sup>ろう</sup> 井 哲 郎	立命館大学准教授
	ふか <sup>なほ</sup> 深 <sup>ひろ</sup> 田 直 宏	びわこ学院大学准教授
	の <sup>まさ</sup> 野 <sup>と</sup> 田 正 人	立命館大学教授
	なか <sup>よし</sup> 中 <sup>まさ</sup> 作 佳 正	滋賀経済産業協会副会長
保護者である者	みなみ <sup>く</sup> 南 <sup>に</sup> 出 久 仁 子	滋賀県PTA連絡協議会専務理事
	すみ <sup>まさ</sup> や <sup>し</sup> 炭 谷 将 史	滋賀県公立高等学校PTA連合会会長
	や <sup>まり</sup> は <sup>り</sup> 幡 麻 利 子	滋賀県特別支援学校PTA連絡協議会会長
教育機関の職員	まつ <sup>か</sup> う <sup>よ</sup> 松 浦 加 代 子	湖南市教育委員会教育長
	つつみ <sup>きよ</sup> 堤 清 司	豊郷町教育委員会教育長
	ふか <sup>ち</sup> 深 井 千 恵	近江八幡市立八幡幼稚園園長
	まつ <sup>まゆ</sup> 代 眞 由 美	大津市立長等小学校校長
	わ <sup>まさ</sup> 和 田 昌 子	米原市立大東中学校校長
	もち <sup>み</sup> づ <sup>き</sup> 望 月 美 希	滋賀県立東大津高等学校校長
	ふく <sup>あ</sup> い 福 井 亜 由 美	滋賀県立北大津養護学校校長
	てら <sup>けい</sup> 寺 田 佳 司	立命館守山中学校・高等学校校長
	うつ <sup>きょう</sup> の <sup>こ</sup> み <sup>や</sup> 宇 都 宮 香 子	野洲図書館長
その他知事が適 当と認める者 (一般公募)	くさ <sup>けい</sup> の <sup>し</sup> 草 野 圭 司	(公募委員)
	なか <sup>ひ</sup> は <sup>さ</sup> 中 橋 尚 伸	(公募委員)

(案)

別紙2

滋 教 委 教 総 第            号  
令 和 4 年 (2022年)    月    日

滋賀県教育振興基本計画審議会会長 様

滋賀県知事    三日月 大造

滋賀県教育振興基本計画の策定について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第2条の規定に基づき、  
下記により諮問します。

記

1. 諮問事項  
次期滋賀県教育振興基本計画の策定について
2. 諮問理由  
別紙のとおり

(別紙 諮問理由)

## 1. 次期教育振興基本計画に至る経緯

滋賀県では、平成 18 年(2006 年)に全部改正された教育基本法に基づき、平成 21 年(2009 年)に「滋賀県教育振興基本計画」、平成 26 年(2014 年)に「第 2 期滋賀県教育振興基本計画」、平成 31 年(2019 年)に「第 3 期滋賀県教育振興基本計画」を策定してきました。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、平成 27 年(2015 年)、平成 31 年(2019 年)にそれぞれ「滋賀の教育大綱」と「滋賀県教育振興基本計画」を一体的に策定し、県の教育施策の基本的な方針を示してきました。

## 2. 現計画 3 年間の成果と課題

平成 31 年度(2019 年度)から令和 5 年度(2023 年度)を対象期間とする現行の「滋賀の教育大綱(第 3 期滋賀県教育振興基本計画)」では、第 1 期計画からの滋賀県の教育の基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を継承しつつ、「人生 100 年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」をサブテーマとして、大きな時代の変革期にあって、文章や情報を正確に読み解き、相手の言葉等から考えや意図を読み解く力である「読み解く力」の育成に重点を置いた教育施策のあり方を示しました。

計画に基づき教育施策を展開する中で、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大(いわゆるコロナ禍)は、コミュニケーション機会の減少や生活習慣・運動習慣の混乱など子どもたちへ様々な影響をもたらしました。一方で、オンライン等による学びの確保の必要性が高まったことを背景に、学校現場の ICT 環境が飛躍的に整備され、ICT の有効活用に関する蓄積も進んでいます。ICT が子どもたちの学びの充実に寄与するために、指導方法の普及等を図る必要があります。

また、「読み解く力」の育成については、取組の普及に努め、計画の目標の一つに掲げる子どもたちにおける授業理解度の向上などに成果が表れています。引き続き「読み解く力」に重点を置いた子どもたちの「学ぶ力」の充実とともに、コロナ禍の影響も見られる「豊かな心」と「健やかな体」の充実に取り組み、「夢と生きる力」を育んでいく必要があります。

学習船「うみのこ」による教育活動や、豊かな自然に学ぶ環境学習など、滋賀ならではの学びについては、コロナ禍の影響を受けながらも工夫を凝らし、取組の継続を図ってきました。本物に触れる体験は、学びの実感や郷土愛の形成において重要であり、引き続き滋賀ならではの学びの充実に図る必要があります。

地域との連携、家庭の教育力の向上や、生涯学習の振興に関しては、コロナ禍の影響を受けながらも、オンラインの活用などを図りながら取組が展開されました。地域のつながりの希薄化や子育て家庭の孤立化傾向などを背景に、施策の必要性は高まっており、一人ひとりが豊かな人生を送るために生涯学習の機会を充実していく取組が求められます。

### 3. 次期計画で重視すべき観点

#### (1)学習者主体で、未来社会を見据えた人づくり

次期計画の策定に当たっては、子どもたちが社会の中心になって活躍する2040年以降の未来社会を見据える必要があります。この段階の未来においては、人口減少や少子高齢化、デジタルトランスフォーメーションなどの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測され、さらに、こうした変化が、これまでの社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ると想定されています。こうしたVUCA(変動性、不確実性、複雑性、あいまい性)の時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。本県の教育はこれまで、「夢と生きる力」の育成に取り組んできました。この取組を継承しつつ、学習者を主体に置き、子どもたち一人ひとりの学びの最適化などにより、主体的に答えを見出し、時代の変化にたくましく向き合う人づくりを図っていくことが重要です。

#### (2)コロナ禍の経験からの「気づき」

現在もおお全世界で続くコロナ禍は、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼした一方で、健康の価値、学校などの場において共に学び交流する価値、本県独自の学習船「うみのこ」による教育活動をはじめとした体験的な学びの価値、そして一人ひとりや社会の幸せの価値を再認識する契機となりました。また、コロナ禍に応じた学びの模索は、オンラインによる教育活動や、ICTを組み合わせた学習教材の活用など、新たな学び方の可能性を実感する機会ともなりました。このような困難に直面する中で私たちが得た様々な「気づき」を、これからの滋賀県の教育の一層の充実につなげていくことが重要です。

#### (3)児童生徒等の多様化に対応し、誰一人取り残さない学び

全国の傾向と同様に、本県においても、各学校種に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等が増加傾向にあります。また、令和2年度の小、中学校の不登校児童生徒の在籍率は過去最高の水準を示すとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒等も増加傾向にあるなど、児童生徒等の置かれた状況は一層多様化する傾向にあります。特別支援教育の充実のほか、家庭の状況や、文化的・言語的背景の相違など、子どもたちが置かれている環境が学びにもたらす困難に対して、地域、福祉部門、経済界、家庭など多様な主体と連携を深めることなどにより、社会全体で多様な状況にある児童生徒等を支え、学びから誰一人取り残さないことが重要です。

#### (4)高等学校段階の学びの充実

高等学校段階の学びについては、生徒の生きる力を育むとともに、義務教育段階の基礎の上に、生徒一人ひとりの好奇心や探究心を発展させる場として、課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育を展開していくことが重要です。

#### (5)教職員の資質能力の向上

本県の子どもたちの個々の状況に応じて一人ひとりの可能性を最大限に引き出すためには、教職員が組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上が欠かせません。強い意欲と情熱をもった人材の採用とともに、OJT および人材育成指標に基づく研修の充実により、社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教職員の育成が重要です。併せて、学校における働き方改革を加速し、教職員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じられる魅力ある職場環境の構築と、教職員の笑顔が子どもたちの笑顔につながる学校現場づくりが重要です。

#### (6)生涯学習の振興と地域、家庭の教育力の充実

人生 100 年時代の本格的な到来を迎える中で、豊かな人生を送るためには、生涯にわたる多様な学びの機会の充実が重要です。地域や家庭は、学校以外での学びを支える重要な主体であり、その活力を高めていくことが重要です。

#### (7)教育を通じた幸せ(ウェルビーイング)の実現

教育においては何よりも、子どもたちや社会の多様性を前提として、包摂性と持続可能性を十分に担保し、個々の可能性が最大限に引き出されることが重要です。愛を原点としてあらゆる主体が教育に関与し、教育を通じて一人ひとりとともに社会全体の幸せ(ウェルビーイング)が実現されるよう、教育施策を構築していくことが重要です。

### 4. 次期計画の基本的な枠組

- 現行の「第3期滋賀県教育振興基本計画」を継承し、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、滋賀県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものとします。
- 対象期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2029年度)の5年間とします。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する滋賀の教育大綱と一体的に策定を図るものとします。

### 5. 次期計画について御審議を依頼する事項

以上を踏まえ、次期計画については、これまでの計画との連続性に配慮し、現在、中央教育審議会で審議されている国の次期(第4期)教育振興基本計画を参酌し、教育を受ける当事者である子どもたちからの意見も取り入れていきながら、総合的かつ体系的な滋賀県の教育施策の計画として策定したいと考えています。

また、次期計画の内容については、現行の「第3期滋賀県教育振興基本計画」の成果と課題や、上述の「重視すべき観点」を踏まえ、愛をもってみんなで取り組み、学習者を主

体に置き、個人と社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を志向する、現計画の期間後5年間にわたる教育施策の基本的な方針を示すものとして考えています。

こうしたことを踏まえ、次の事項を中心に、次期計画について御審議をお願いします。

- 時代の変化にたくましく向き合い、主体的に答えを見出し、未来を自ら切り拓く「夢と生きる力」の育成
- 滋賀ならではの学びの充実
- 教育におけるICTの効果の最大化
- 生徒一人ひとりの好奇心や探究心を育み、更に深められる高等学校づくり
- 特別支援教育をはじめ、多様な個人の置かれた状況へ寄り添い、誰一人取り残さない、地域、福祉部門、経済界、家庭など社会総がかりでの取組の充実
- 子どもたち一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、子どもたちや教職員の笑顔があふれる学校現場の実現
- 活力ある地域や家庭と、人生100年時代を豊かなものとする生涯学習の振興

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項ですが、このほかにも、次期計画の在り方を中心に、必要な事項について御検討をお願いします。

教育・文化スポーツ常任委員会 参考資料  
令和4年(2022年)9月14日  
教育委員会事務局教育総務課

# 滋賀県教育振興基本計画審議会 諮問理由(案) 要旨

滋賀県教育委員会事務局教育総務課



## ▶ 1. 次期教育振興基本計画に至る経緯

平成21年(2009年) 「滋賀県教育振興基本計画」策定

平成26年(2014年) 「第2期滋賀県教育振興基本計画」策定

平成27年(2015年) 「滋賀の教育大綱」策定

平成31年(2019年) 「滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)」策定

## ▶ 2. 現計画3年間の成果と課題

### 【計画の概要】

基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

サブテーマ：人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育

重点施策：「読み解く力」の育成

### 【成果】

- 学校現場のICT環境の整備、有効活用法の蓄積
- 読み解く力の育成に基づく授業理解度の向上
- 「うみのこ」等の滋賀ならではの学びの継続、生涯学習の展開

### 【課題】

- ICTを有効に活用した学びの充実
- 読み解く力を基盤とした「夢と生きる力」の育成
- 滋賀ならではの学び、生涯学習の一層の充実

## ▶ 3. 次期計画で重視すべき観点①

### (1) 学習者主体で、未来社会を見据えた人づくり

- 2040年以降を見据えた教育施策の構築
- 自ら未来を切り拓く力の育成
- 「夢と生きる力」の育成の継承
- 学習者を主体に置き、主体的に答えを見出し、時代の変化にたくましく向き合う人づくり

### (2) コロナ禍の経験からの「気付き」

- 健康の価値、共に学び交流する価値、体験的な学びの価値、幸せの価値の再認識
- オンラインやICTの活用などによる新たな学び方の可能性

### (3) 児童生徒等の多様化に対応し、誰一人取り残さない学び

- 児童生徒等の多様な状況への対応
- 福祉部門等、社会全体の連携を深め、学びから誰一人取り残さない

## ▶ 3. 次期計画で重視すべき観点②

### (4) 高等学校段階の学びの充実

- 課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育の展開

### (5) 教職員の資質能力の向上

- 教職員における組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上
- 社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び続ける教職員の育成
- 魅力ある職場環境の構築と、教職員と子どもたちの笑顔があふれる学校現場づくり

### (6) 生涯学習の振興と地域、家庭の教育力の充実

- 人生100年を豊かなものとする、生涯にわたる多様な学びの機会の充実
- 学びを支える主体である地域や家庭の教育力の充実

### (7) 教育を通じた幸せ(ウェルビーイング)の実現

- 包摂性と持続可能性を十分に担保し、個々の可能性を最大限に引き出す
- 愛を原点としてあらゆる主体が教育に関与
- 教育を通じて、一人ひとりとともに社会全体の幸せ(ウェルビーイング)を実現

## ▶ 4. 次期計画の基本的な枠組

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、滋賀県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- 対象期間：令和6年度(2024年度)から令和10年度(2029年度) 【5年間】
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定する「滋賀の教育大綱」と一体的に策定

## ▶ 5. 次期計画について御審議をお願いする事項①

### 【基本的な方向性①】

- ✓ これまでの計画との連続性に配慮
- ✓ 国の次期(第4期)教育振興基本計画を参酌
- ✓ 教育を受ける当事者である子どもたちからの意見も取り込む

### 【基本的な方向性②】

- ✓ 愛をもってみんなで取り組む教育
- ✓ 学習者を主体に置く
- ✓ 個人と社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を志向

## ▶ 5. 次期計画について御審議をお願いする事項②

### 【具体的な審議事項】

- ✓ 時代の変化にたくましく向き合い、主体的に答えを見出し、未来を自ら切り拓く「夢と生きる力」の育成
- ✓ 滋賀ならではの学びの充実
- ✓ 教育におけるICTの効果の最大化
- ✓ 生徒一人ひとりの好奇心や探究心を育み、更に深められる高等学校づくり
- ✓ 特別支援教育をはじめ、多様な個人の置かれた状況へ寄り添い、誰一人取り残さない、地域、福祉部門、経済界、家庭など社会総がかりでの取組の充実
- ✓ 子どもたち一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、子どもたちや教職員の笑顔があふれる学校現場の実現
- ✓ 活力ある地域や家庭と、人生100年時代を豊かなものとする生涯学習の振興